

鳥取県産業成長事業環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県産業成長事業環境整備補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、次の各号の施設の整備に係る経費を助成することにより、県内の企業活動の促進、工場周辺の環境の汚染防止及び設備運用のための環境を整備することを目的として交付する。

- (1) 鳥取県産業成長応援条例施行要綱（産業成長事業（成長・規模拡大ステージ））（令和元年7月4日付第201900108379号）第5条第1項第1号から第3号及び第9号又は鳥取県産業成長応援条例施行要綱（産業成長事業（一般投資支援））（令和元年7月4日付第201900108379号）第5条第1項第1号第1号から第3号及び第9号に掲げる事業に属する事業による排水処理施設
- (2) 産業成長事業であって、鳥取県経済再生成長戦略の戦略的推進分野に該当するデータセンターによる運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水処理施設 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年鳥取県条例第40号）の規定（事業所等から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合にあっては、下水道法（昭和33年法律第79号）及び当該公共下水道管理者の下水道法第12条の2第3項の規定に基づく下水の水質基準を定める条例の規定）を遵守した排水処理を行うための設備をいう。
- (2) 運用環境安定化施設 データセンターが災害による電源供給の停止等に備えて整備するバックアップ電源装置、空調設備、受電通信設備及びこれらに類する設備をいう。
- (3) 研究研修施設 データセンターが高度IT人材の育成のために整備する研究研修機能を有する施設をいう。
- (4) 高付加価値化施設 データセンターにおいて情報セキュリティ対策やクラウドサービス、ビッグデータ解析など、新たな付加価値サービスを創出するための事業を行う施設をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、補助事業（別表の1に掲げる事業をいう。以下同じ。）を行う事業実施主体（別表の2に掲げる者をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業の実施に要する経費（別表の3に掲げるものに限る。以下「補助対象経費」という。）の額に、別表の4に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）以下とし、別表の4に定める額を限度とする。

(補助事業の認定)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、補助事業について知事に申請をして、あらかじめ補助事業の認定を受けなければならない。

- 2 前項の申請は、条例第3条に基づく認定の申請と同時に様式第1号により行わなければならぬ。
- 3 知事は、第1項の認定をした時は、様式第2号により通知するものとする。
- 4 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業認定の辞退)

第6条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により、知事に届け出なければならない。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 別表に掲げる補助事業及び事業実施主体の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

(3) 鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号に定める要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、前条第1項の認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

（認定事業の変更）

第7条 認定事業者は、補助事業について補助対象経費の額の2割以上の変更をしようとするときは、知事に申請をして、あらかじめ承認（以下「認定変更承認」という。）を受けなければならない。ただし、補助対象経費の2割未満であっても増額を伴う場合は知事に届け出なければならない。

2 前項の申請は、様式第4号により行わなければならない。なお、前項のただし書き以下については様式第4号を準用するものとする。

3 知事は認定変更承認をしたときは、様式第5号により通知するものとする。

（交付申請の時期等）

第8条 本補助金の交付申請は、認定事業者が条例第4条に基づく補助金の交付申請と同時に行わなければならない。ただし、別表の2に掲げる要件を満たしていない者にあっては、認定要件を満たした時期以降に申請を行うものとし、条例第4条に基づく補助金の額を除くものとする。

2 規則第5条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第6号によるものとする。

3 規則第5条に規定する申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設及びこれらの施設に係る設備の概要を明らかにした図面

(2) 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設の整備に係る売買契約書、工事請負契約書、領収書等の投資額を証する書類の写し

(3) 第5条第3項及び前条第3項に規定する通知の写し

（交付決定の時期等）

第9条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から45日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第7号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、第8条第1項の申請書の提出をもって報告があつたものとみなす。

（補助事業実施者の責務）

第11条 本補助金の交付を受けた者は、補助事業完了の日から7年間補助事業に係る産業成長事業を継続して営むよう努めなければならない。

（雑則）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(検討)

- 知事は、この要綱の目的を達成するため、経済情勢、雇用情勢その他の社会情勢の変化等を勘案し、この要綱の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この改正は、平成22年10月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年10月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この改正は、平成25年3月26日から施行する。

(経過措置)

- この要綱の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地事業環境整備補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項の知事の認定を受けた補助事業に係る旧要綱第4条の補助金については、改正後の鳥取県企業立地事業環境整備補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年2月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年2月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月4日から施行する。

別表（第4条関係）

1	補助事業	条例別表の事業区分の産業成長事業の成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援事業に伴って行う次のいずれかの整備事業（下欄（1）の事業にあっては補助対象事業費が5千万円以上、（2）、（3）及び（4）の事業にあっては補助対象経費が1億円以上のものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> (1) 排水処理施設の整備事業 (2) 運用環境安定化施設の整備事業 (3) 研究研修施設の整備事業 (4) 高付加価値化施設の整備事業 								
2	事業実施主体	上記1（1）～（4）の事業を行う者については、それぞれ下表の右欄に記載の条件を満たす者であること。ただし、過去2年間の事業活動に関し法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる者は除く。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業</th><th style="text-align: center;">条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 排水処理施設の整備事業</td><td>県営工業用水道から200m³/日以上の給水を受ける契約をしてい る者</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 運用環境安定化施設の整備事業 (3) 研究研修施設の整備事業</td><td>次のいずれかを満たす者 (1) 県営工業団地において産業成長事業を行う者 (2) 地方公共団体又は地方公共団体が50%以上出資している法人が造成し、工場等の用に供し、若しくは供することと決定した一団の土地において産業成長事業を行う者</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4) 高付加価値化施設の整備事業</td><td>次のいずれかを満たす事業を行う 県内中小企業 (1) 投下固定資産額が10億円以上、正規雇用者が30人以上であること (2) 投下固定資産額が20億円以上、正規雇用者が10人以上であること</td></tr> </tbody> </table>	事業	条件	(1) 排水処理施設の整備事業	県営工業用水道から200m ³ /日以上の給水を受ける契約をしてい る者	(2) 運用環境安定化施設の整備事業 (3) 研究研修施設の整備事業	次のいずれかを満たす者 (1) 県営工業団地において産業成長事業を行う者 (2) 地方公共団体又は地方公共団体が50%以上出資している法人が造成し、工場等の用に供し、若しくは供することと決定した一団の土地において産業成長事業を行う者	(4) 高付加価値化施設の整備事業	次のいずれかを満たす事業を行う 県内中小企業 (1) 投下固定資産額が10億円以上、正規雇用者が30人以上であること (2) 投下固定資産額が20億円以上、正規雇用者が10人以上であること
事業	条件									
(1) 排水処理施設の整備事業	県営工業用水道から200m ³ /日以上の給水を受ける契約をしてい る者									
(2) 運用環境安定化施設の整備事業 (3) 研究研修施設の整備事業	次のいずれかを満たす者 (1) 県営工業団地において産業成長事業を行う者 (2) 地方公共団体又は地方公共団体が50%以上出資している法人が造成し、工場等の用に供し、若しくは供することと決定した一団の土地において産業成長事業を行う者									
(4) 高付加価値化施設の整備事業	次のいずれかを満たす事業を行う 県内中小企業 (1) 投下固定資産額が10億円以上、正規雇用者が30人以上であること (2) 投下固定資産額が20億円以上、正規雇用者が10人以上であること									
3	補助対象経費	次に掲げる経費。ただし、県による他の補助金等の補助対象の経費を除く。								

		(1) 排水処理施設の整備に要する経費（機械装置本体及び本体に付帯する償却資産に係る経費、専ら排水処理施設の用に供する建物の建築費、機械装置等の設置に要する工事費等を対象とし、土地代及び生産施設と一体化した建物の建築費を除く。） (2) 運用環境安定化施設の整備に要する経費（機械装置本体及び本体に付帯する償却資産に係る経費、専ら運用環境安定化施設の用に供する建物の建築費、機械装置等の設置に要する工事費及び関連経費等を対象とし、土地代及び運用環境安定化施設の用以外に供する施設と一体化した建物の建築費を除く。） (3) 研究研修施設の整備に要する経費（設備本体及び本体に付帯する償却資産に係る経費、専ら研究研修の用に供する建物の建築費、機械装置等の設置に要する工事費及び関連経費等を対象とし、土地代及び研究研修施設の用以外に供する施設と一体化した建物の建築費を除く。） (4) データセンター高付加価値化サービス事業を行うための施設整備に要する経費（設備本体及び本体に付帯する償却資産に係る経費、専らデータセンター高付加価値化の用に供する建物の建築費、機械装置等の設置に要する工事費及び関連経費等を対象とし、土地代及びデータセンター高付加価値化の用以外に供する施設と一体化した建物の建築費を除く。）		
4 補助率及び補助上限額		区分	補助率	補助上限額
		(1) 排水処理施設の整備事業		
		県営工業用水道から 200 m ³ /日以上 300 m ³ /日未満の給水を受ける契約をしている者	1/4	2,500 万円
		県営工業用水道から 300 m ³ /日以上 500 m ³ /日未満の給水を受ける契約をしている者	1/4	5,000 万円
		県営工業用水道から 500 m ³ /日以上 1,000 m ³ /日未満の給水を受ける契約をしている者	1/3	1 億円
		県営工業用水道から 1,000 m ³ /日以上の給水を受ける契約をしている者	1/2	2 億円
		(2) 運用環境安定化施設の整備事業	1/2	5 億円
		(3) 研究研修施設の整備事業	1/2	5 億円
		(4) 高付加価値化施設の整備事業	1/2	5 億円

備考

- 「県内中小企業」とは、資本金の額又は出資の額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内に設置しているものをいう。
- 「正規雇用者」とは、雇用期限の定めのない雇用者であって、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者をいう。

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

鳥取県知事

様

申請者　所在地
企業名
代表者名

印

○○年度鳥取県産業成長事業環境整備補助事業認定申請書

補助事業の認定を受けたいので、鳥取県産業成長事業環境整備補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 企 業 名

2 本社所在地

3 企業立地計画の概要

- (1) 立地場所
- (2) 新設又は増設の別
- (3) 生産品目等
- (4) 生産量及び生産額
- (5) 従業員数
- (6) 事業開始（予定）年月日
- (7) 事業完了（予定）年月日
- (8) 操業開始（予定）年月日

4 算定基準額

区分	数量	金額(千円)	摘要
土地			
建物			
うち排水処理施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			
機械装置			
うち排水処理施設に係るもの			
うち運用環境安定化施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			
その他償却資産			
うち排水処理施設に係るもの			
うち運用環境安定化施設に係るもの			

うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			
合計			
うち排水処理施設に係るもの			
うち運用環境安定化施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			
他の補助金の活用の有無（有・無）			
他の補助金の額			当該補助金に係る問い合わせ先
うち排水処理施設に係るもの			
うち運用環境安定化施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			

※「金額」欄は、すべて消費税を除いた額で、千円未満を切り捨て千円単位で記入すること。

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

(注) 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設のうち、工事請負契約及び委託契約による場合は、県内事業者に発注するものに限る。ただし、やむを得ない事由により県内事業者への発注が困難と県が認める場合については、の限りでない。

5 交付申請（予定）額 金 円

6 工業用水使用（予定）量 m³/日
(排水処理施設の場合に記載)

(添付書類)

排水処理施設、運用環境安定化施設又は研究研修施設及びこれらの施設に係る設備の概要を明らかにした書類及び図面

様式第2号（第5条関係）

番号
年月日

様

職 氏名 印

〇〇年度鳥取県産業成長事業環境整備補助事業認定通知書

年月日付けで申請のあったことについては、下記のとおり補助事業の認定をしたので、鳥取県産業成長事業環境整備補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

なお、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合は、補助金が交付されないことがありますので留意してください。

記

- 1 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設を整備する工場等の名称
- 2 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設を整備する工場等の所在地
- 3 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設の整備に係る補助対象経費

円

様式第3号（第6条関係）

年　月　日

鳥取県知事　　様

申請者　所在 地
企 業 名
代表者名

印

〇〇年度鳥取県産業成長事業環境整備補助事業辞退届

年　月　日付第　　号で通知のあった事業認定を下記の理由
により辞退したいので、鳥取県産業成長事業環境整備補助金交付要綱第6条第1項の規定に
より届け出ます。

記

辞退の理由

(添付書類)

事業認定通知書の写し

様式第4号（第7条関係）

鳥取県知事

様

年　月　日

申請者　所在地
企業名
代表者名

印

○○年度鳥取県産業成長事業環境整備補助事業認定変更承認申請書

年　月　日付第　　号で通知のあった事業認定に係る補助事業について、下記のとおり変更をしたいので、鳥取県産業成長事業環境整備補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 企 業 名
- 2 本社所在地
- 3 企業立地計画の概要
 - (1) 立地場所
 - (2) 新設又は増設の別
 - (3) 生産品目
 - (4) 生産量及び生産額
 - (5) 従業員数
 - (6) 事業開始（予定）年月日
 - (7) 事業完了（予定）年月日
 - (8) 操業開始（予定）年月日

4 算定基準額

区分	数量	金額(千円)	摘要
土地			
建物			
うち排水処理施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			
機械装置			
うち排水処理施設に係るもの			
うち運用環境安定化施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			
その他償却資産			
うち排水処理施設に係るもの			

うち運用環境安定化施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			
合計			
うち排水処理施設に係るもの			
うち運用環境安定化施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			
他の補助金の活用の有無 (有・無)			
他の補助金の額			当該補助金に係る問い合わせ先
うち排水処理施設に係るもの			
うち運用環境安定化施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			

※「金額」欄は、すべて消費税を除いた額で、千円未満を切り捨て千円単位で記入すること。

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。
 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載すること。

(注) 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設のうち、工事請負契約及び委託契約による場合は、県内事業者に発注するものに限る。ただし、やむを得ない事由により県内事業者への発注が困難と県が認める場合については、この限りでない。

5 交付申請(予定)額	金	円
6 工業用水使用(予定)量	m^3	/日
(排水処理施設の場合に記載)		

(添付書類)

- (1) 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設及び設備の変更の概要を明らかにした書類及び図面
- (2) 事業認定通知書の写し

様式第5号（第7条関係）

番号
年月日

様

職名

印

〇〇年度鳥取県産業成長事業環境整備補助事業認定変更承認通知書

年月日付けで申請のあったことについては、年月付第号で通知した事業認定に係る補助事業を下記のとおり変更することを承認したので、鳥取県産業成長事業環境整備補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設を整備する工場等の名称
- 2 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設を整備する工場等の所在地
- 3 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設の整備に係る補助対象経費

円

様式第6号（第8条関係）

年　月　日

○○年度産業成長事業環境整備補助事業報告書

1 企 業 名

2 本社所在地

3 企業立地計画の概要

- (1) 立地場所
- (2) 新設又は増設の別
- (3) 生産品目
- (4) 生産量及び生産額
- (5) 従業員数
- (6) 事業開始（予定）年月日
- (7) 事業完了（予定）年月日
- (8) 操業開始（予定）年月日

4 算定基準額

区 分	数 量	金 額(千円)	摘 要
土 地			
建 物			
うち排水処理施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			
機 械 装 置			
うち排水処理施設に係るもの			
うち運用環境安定化施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			
その他の償却資産			
うち排水処理施設に係るもの			
うち運用環境安定化施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			
合 計			
うち排水処理施設に係るもの			

うち運用環境安定化施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			
他の補助金の活用の有無（有・無）			
他の補助金の額			当該補助金に係る問い合わせ先
うち排水処理施設に係るもの			
うち運用環境安定化施設に係るもの			
うち研究研修施設に係るもの			
うち高付加価値化施設に係るもの			

※「金額」欄は、すべて消費税を除いた額で、千円未満を切り捨て千円単位で記入すること。

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。
「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

(注) 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設のうち、工事請負契約及び委託契約による場合は、県内事業者に発注するものに限る。ただし、やむを得ない事由により県内事業者への発注が困難と県が認める場合については、この限りでない。

5 交付申請（予定）額 金 円
 6 工業用水使用（予定）量 m^3 ／日
 (排水処理施設の場合に記載)

(添付書類)

- (1) 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設及び設備の概要を明らかにした図面
- (2) 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設の整備に係る売買契約書、工事請負契約書及び領収書等の投資額を証する書類の写し
- (3) 事業認定通知書の写し

様式第7号（第9条関係）

年　月　日

様

職　　氏名

印

〇〇年度鳥取県産業成長事業環境整備補助金交付決定及び交付額確定通知書

年　月　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県産業成長事業環境整備補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、及び交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額　　金　　円
(2) 交付決定額　　金　　円

なお、本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・・・・・とする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県産業成長事業環境整備補助金交付要綱の規定に従わなければならない。